

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成30年8月24日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 1800168 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (国) 第 1800017 号

第 1 結論

昭和 36 年 4 月から昭和 37 年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 36 年 4 月から昭和 37 年 6 月まで

私は、昭和 36 年頃夫婦二人で国民年金の加入手続を行い、自宅近くの事業所に勤務して昭和 37 年 7 月に厚生年金保険の被保険者となる月前まで、自宅に来る集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。妻の保険料は納付済みとなっているのに私の分だけ未納となっているので、調査の上、当該期間の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、昭和 36 年頃夫婦二人で国民年金の加入手続を行い、自宅近くの事業所に勤務して昭和 37 年 7 月に厚生年金保険の被保険者となる月前まで、自宅に来る集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、請求者の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、昭和 36 年 2 月 23 日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、請求期間の国民年金保険料は現年度納付が可能であり、請求者が請求期間当時居住していた A 市は、昭和 36 年 12 月 1 日から納税組合を単位として国民年金協力委員が設置され、国民年金保険料の徴収を行っていたと回答していることから、請求者の主張には不自然さはない。

また、請求者が集金人に夫婦二人分の保険料を一緒に納付したとするところ、請求者の妻のオンライン記録によれば、請求期間と同一期間の国民年金保険料は納付済みと記録されており、厚生年金保険の被保険者期間を除き、60 歳に到達する前月まで全て納付している上、請求期間は 15 か月と比較的短期間であり、請求者が請求期間の保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。